地域研究年報　**45**　2023　1–13

長野県浅間温泉における共同浴場の利用変化とその要因

黒澤俊平・吉野広人・柿沼由樹・肖　錦萍
SHEN Yifan・石井久美子・呉羽正昭

本稿では，浅間温泉における温泉共同浴場の利用者に着目し，利用要因の変化を明らかにした．その結果，以下の知見を得られた．第一に，1960-70年代には約４割の家庭に浴槽が無く，習慣として共同浴場の利用がされていた．1980-90年代には，自宅内への浴室設置がすすみ共同浴場離れが進んだ．2000年以降浴室設置率は９割を超えた一方，温泉の泉質やよりよい入浴設備を求める自発的な選択の結果，共同浴場の新たな利用者が出現している．共同浴場が習慣として利用される時代から，積極的に選択され利用される時代へと変化してきたと考えられる．
キーワード：浅間温泉，温泉共同浴場，利用要因，松本市，浴場設備

Ⅰ　はじめに

Ⅰ－１　研究背景

共同浴場は，温泉湧出地域にみられる，主に地域住民向けの温泉浴場である．自治体や地域の管理組合により維持・管理が担われることが多く，地域住民の共同資源として存続している点が特徴である．こうした管理体制上の特性から，学術的には，主にコモンズ論の議論を踏まえた研究が取り組まれてきた．例えば，石川（2012）は，長野県における共同浴場の現状を整理する中で，北信，諏訪，松本，上田という本来の温泉湧出地域に共同浴場が集中している傾向を指摘し，管理運営については，旧慣上の温泉権，惣有財産にもとづく財産法人や財産区，地縁団体が中心となっていることを明らかにした．木村（2013）は，上諏訪温泉における共同浴場の存続基盤について，地区ごとの維持・管理体制に応じた運営資金の確保や，人々の伝統を保持しようという意識の存在が重要になることを明らかにした．また，こうした維持・管理または使用の中で，共同浴場が地域活動を支える「場」としての役割を持ち，地域住民のコミュニケーションや話し合いの空間になっていることを指摘している．

共同浴場の維持・管理に対するこれらの学術的論考は，その存続や展望を検討する際の重要な指針となり得るが，実際に共同浴場を利用する地域住民に関しては，あまり関心が払われてこなかった．共同浴場の存続のためには，維持・管理の担い手だけでなく，それが地域住民に利用されていることが必須条件であると考えられる．よって，本研究では，長野県松本市浅間温泉地域を事例に，地域住民による共同浴場の利用やその変化の実態を明らかにするとともに，変化をもたらした要因を考察することを目的とする．

Ⅰ－２　研究対象地域

調査対象地域である浅間温泉地域は，1974年に本郷村が松本市と合併して以降，松本市に属する（第１図）．同市の北東部，JR松本駅からバスで20分の所に位置し，松本の奥座敷と呼ばれる伝統的な温泉観光地である．浅間温泉を含む本郷地区は，人口14,247人（2017年１月時点）であり1990年代後半から減少傾向にある（第２図）．

浅間温泉は22軒の旅館・ホテルと18軒の外湯により構成されている．この外湯のうち４軒は一般

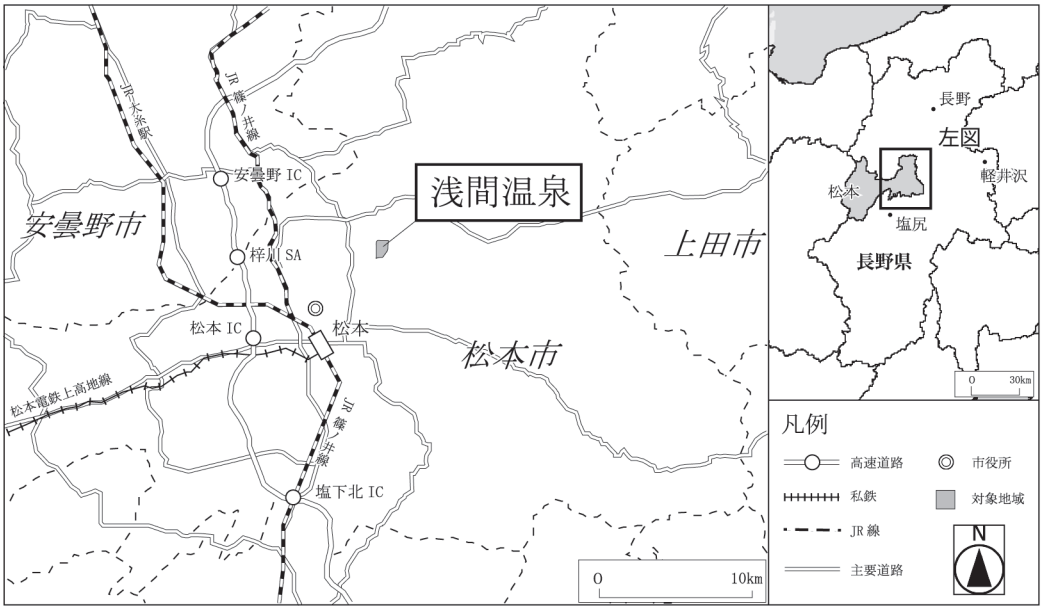

第１図　研究対象地域

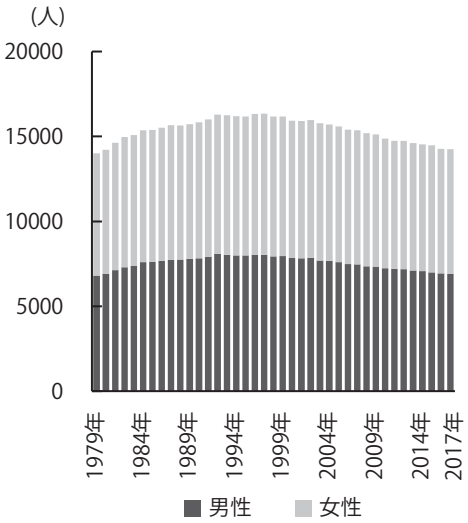

第２図　本郷地区における男女別人口推移（1979～2017年）

（本郷地区統計月報数値，松本市HPにより作成）

客の入浴が可能な公衆浴場であり，残りの14軒は権利を持つ方々によって管理・運営されている契約者専用の共同浴場である．旅館・ホテルはこれまでは主に地元の資本により運営がなされてきたが，近年では浅間温泉以外の外部資本が既存の旅館やホテルの買収によって浅間温泉に参入しており，自遊人による松本十帖や伊東園ホテルズによる伊東園ホテル浅間の湯，星野リゾートによる界松本などが営業している．その中でも，松本十帖はかつての芸妓置屋に併設された共同浴場をリノベーションし，共同浴場の機能はそのままにカフェと宿泊チェックイン機能をもつレセプションとするなど，地域とのつながりを意識する取り組みも行われている．浅間温泉の歴史は日本書紀に記される「束間の湯」にさかのぼるとされることもあるが，発見の伝承は必ずしも定かではない．戦国時代にはコヤの湯とワケの湯という２つの湯が入込湯の形で利用されていたようである．慶長年間には松本城主の石川氏が浅間温泉に別殿（浅間御殿）を構築するなど，浅間温泉は領主やその家臣にも利用される温泉となっていた（清水，2021）．

住民が利用することのできる入込湯[1)]や自らの屋敷内に内湯[2)]を設けていた者（「内湯持」）は江戸時代から既に存在していたが，現在のような外湯[3)]が多数現れるのは明治時代に入ってからである．明治維新と廃藩置県によりそれまで城主の御殿だった浅間御殿やその源泉は国有財産へと編入

されたが，1874（明治７）年にはその源泉を利用する権利を浅間温泉の住民で借用することにより外湯や内湯が新設された．このとき，従来の入込湯であった堀の湯，御座の湯，滝の湯が外湯として貸与された．さらに翌1875年には，上浅間の５ヵ所の使い湯（共同浴場C，北疝気の湯，桐の湯，美郷の湯，富本の湯）を外湯として増設し，また下浅間においても分湯による外湯の増設（共同浴場D，金の湯）や入込湯の共同湯への変更（薬師〔八櫛〕の湯，黄金〔角〕の湯）により外湯が設置されることとなった．

これらの外湯増設のために集合した湯無し住民の集まりは湯組と呼ばれ，かつ外湯の増設の許可はこの湯組を対象に行われたため，湯の権利もこの組合の人々が保持することとなった．ここに，外湯の権利，つまり現在の共同浴場における湯権が生成された．またこれらの動きと並行して明治期には新たな源泉が相次いで発見され，新たな内湯持が増加することとなり，明治20年頃には内湯および外湯の合計数が40軒に達した．（井田･上野，1985，清水，2021）

江戸時代までは庶民の自由な移動が制限されていたこと，そして浅間温泉は街道沿いの宿場ではなかったことから湯治客以外の宿泊は許可されていなかった．つまり，江戸時代における浅間温泉は保養･湯治温泉としての性格が強かった（井田･上野，1985）．

明治時代になると浅間温泉で養蚕業が盛んになったこと，そして庶民の自由な移動が可能になったことにより善光寺御開帳や伊勢講，御嶽参拝などによる宿泊者が増加し，浅間温泉は江戸時代までの保養・湯治温泉から松本市の奥座敷として商談および接客のために利用される場所へと性格を変え，歓楽的な温泉集落へと発展していった（本郷村誌編纂会，1983）．1924（大正13）年には松本・浅間温泉間5.2kmに筑摩鉄道浅間線が開通し松本市外との交通の便が改善したほか，昭和初期には自動車の普及のためバスで来訪する客も増加した．そのほかにも，松本に設置された歩兵第50連隊の将兵の多くが浅間温泉を利用することとなった．

戦後になると浅間温泉周辺の観光地の開発やスポーツ施設の整備および大都市圏との交通利便性の向上によりが観光客数はますます増加した（井田･上野，1985）．1960年代から70年代にかけてが，浅間温泉の観光最盛期であり1984年時点で浅間温泉旅館協同組合に加盟している旅館・ホテルだけでも41軒あり，他に保養所など複数軒の宿泊施設が存在していた（井田・上野，1985）．また，マスツーリズムの拡大から社員旅行などの形態で大型観光バスが浅間温泉に乗り入れ，数多くの飲食店が温泉街に出店した．しかし，1980年代以降から現在まで，旅館は相次いで廃業，休業し，旅館組合の加盟数も半減した．空き物件の建替や宅地化が進んでおり，同時に転入する新規住民も存在している．浅間温泉観光協会の資料によると，2007年に浅間温泉における観光入込客数は618,100人であり（第３図），2008年に一時減少してから，2011年まで観光入込客数は年々増加していた．その後2019年までは平均60万人以上を維持していった．しかし，新型コロナウイルスの影響で，2020年に観光入込客数が激減した．

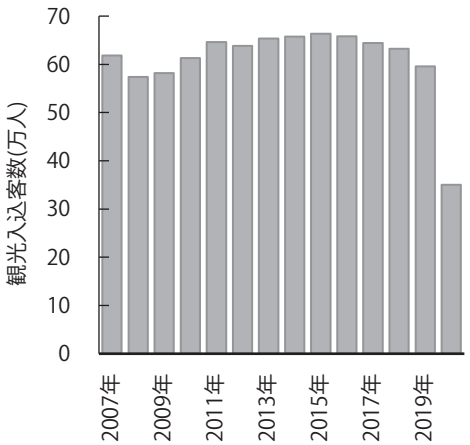

第３図　浅間温泉における観光入込客数の推移（2007～2020年）
（浅間温泉観光協会提供資料により作成）

Ⅰ－３　研究方法

本稿での分析内容は以下のとおりである．まずⅡでは，浅間温泉における共同浴場の概要，維持管理体制について明らかにする．次に，Ⅲでは浅間温泉住民に対するアンケート調査の結果から，地域住民による共同浴場の利用状況と利用に至る理由を明らかにする．Ⅳでは，浅間温泉地域および松本市における社会・文化的特徴の視点から，共同浴場の利用の要因とその変化について考察し，Ⅴで本稿のまとめとする．

なお，Ⅲで実施したアンケートに加え，2021年10月24日から29日にかけて，共同浴場管理者および利用者，松本市保健所，浅間温泉事業協同組合等に対するヒアリング調査を実施した．また，アンケート調査において承諾を得た回答者14名に対し，2022年５月23日から28日にかけてヒアリング調査を実施した．調査は１人30分から２時間程度実施し，実施場所には浅間温泉地域内の宿泊施設や店舗，集会所等を用いた．

Ⅱ　松本市浅間温泉の共同浴場の展開と維持管理

Ⅱ－１　松本市浅間温泉における共同浴場の概要

浅間温泉の浴場は旅館やホテルなどの内湯と共同浴場に代表される外湯に分かれている．外湯のうち，「ホットプラザ浅間」と「仙気の湯」，「枇杷の湯」，「坂本の湯」は誰でも入ることができる公衆浴場となっている．一方で残りの外湯は原則として湯仲間[4)]と利用者[5)]のみが入ることのできる共同浴場で，浅間温泉に14か所ある．共同浴場は，温泉湧出地域にみられる，主に地域住民向けの温泉浴場であり，本論文では主に利用者が契約者に限定されるものを指す．

浅間温泉には源泉が７つあり，この源泉を管理しているのが浅間温泉事業協同組合（以下事業組合）である．この７つの源泉のうち６つの源泉から湧出した湯は上浅間にある中央分湯場に集められ，地域内のホテル・旅館や共同浴場へと分配されている．これは浅間温泉の源泉の湧出量が八石三斗五升（503l／分）と少ないためである．

現在，浅間温泉では東側の扇状地の扇頂とその周辺を上浅間，扇端側を下浅間，その間は中浅間と呼んでいるが，このうちの下浅間エリアの旅館や共同浴場は下浅間共栄会という組織に属し，この下浅間共栄会が中央分湯場から下浅間に至る温泉の配管を維持・管理している．

１）共同浴場の内部

浅間温泉の共同浴場は基本的に番台を設置していないため，利用者は共同浴場の権利を保有する湯仲間に月決めで料金を払うことで共同浴場を利用している．脱衣場と浴槽は男女別に分かれており，共同浴場によっても違いはあるが多くは３～４人程度が同時に入れる浴槽がある．小規模ゆえに，一部の浴場では利用者の間で予め使用する時間帯が暗黙の了解となっているところもある．またシャワーが設置されていない浴場がほとんどであるため，風呂桶などを持参する必要がある．いずれの共同浴場も源泉掛け流しであることが高く評価されている．また，そのため湯温は比較的高いが，そのことも共同浴場が利用者に高く評価される要因の一つになっている．

２）共同浴場の利用者

原則として，月決め料金を収めている者だけが利用できる．利用者の管理方法はいくつかあるが，主たるものは利用者に浴場の鍵を貸与し，利用する都度解錠して入浴するものである．また，利用者同伴であれば非会員の一時的な入浴を認める浴場もある．新規に利用者となる際は，基本的には現利用者から紹介される必要がある．各浴場の利用者数は10人程度から100人以上であり，その多くは主に浅間温泉地域の居住者である．ただし，一部の共同浴場では地域外からの入浴者も存在している．また，利用者の多数は高齢者で，自宅の風呂代わりとして利用しているが，浅間温泉に住む大学生が入っている例も散見される．また，利用者の多くが決まった時間に入浴しており，同時間帯に入浴する方々が繋がりを持つことがあり，共同浴場は地域社会における交流の場としての一

側面を持つといえよう．

3）共同浴場以外の公衆浴場

共同浴場以外の入浴施設としては，上述のように仙気の湯，ホットプラザ浅間，枇杷の湯，坂本の湯の４軒の公衆浴場がある．これらは一般に開放されており，その都度入浴料を支払えば誰でも利用することができる．

仙気の湯は，浅間温泉の８町会からなる一般財団法人創成会が管理運営しており，共同浴場と同じ源泉掛け流しの公衆浴場である．内装・外装ともに共同浴場に近しい．元々は旧「昭和の湯」と共に誰でも利用できる外湯として運用されていたが，1993年に合併し現在の形となった．近年では新型コロナウイルスの感染拡大による観光客の減少により厳しい経営状況にある．入浴料は１回400円と地域内で最安価（2022年５月現在）であるため，一部では共同浴場に類似した利用がなされている．

ホットプラザ浅間は，かつての松本市役所本郷支所の跡地に建てられた，浅間温泉旅館協同組合が指定管理者として運営している一般的な日帰り入浴施設である．大浴場と露天風呂の他，休憩所やマッサージなども併設している．

枇杷の湯は，民間が運営している日帰り入浴施設である．江戸時代までは浅間御殿と呼ばれ松本城主の湯殿として利用されていた400年の歴史があり，かつては旅館としても営業していた．現在，浅間温泉で一般開放されている外湯としては最大規模のものである．

坂本の湯は2020年までは同名の旅館として営業していた施設で，現在は宿泊の営業は行っていないものの日帰り入浴を受け入れている．なお，同旅館の客室等施設は改装の上，松本市内の社会福祉法人により小規模こども園として利用されている．

Ⅱ－２　共同浴場の維持管理体制

本節では，共同浴場の運営体制，日常的な管理，またそれらの変化について聞き取り調査の結果から分析する．共同浴場の関係者は，主に管理者（湯仲間）と利用者に大別することができる．湯仲間は共同浴場の土地や建物，湯権を所有し，清掃や会費の徴収などの管理業務を行う者である．一つの共同浴場に対する湯仲間の数は数軒～10数軒程度の規模である．運営体制は，湯仲間の裁量に依存するため，浴場ごとに異なる場合もある．一般的に，共同浴場は湯仲間全員が共有する私有財産であり，湯仲間が土地，建物，湯権のいずれかあるいは全てを有している．そのため，湯仲間の権利は家族内で相続されるものであり，新たに湯仲間が増えることはない．湯仲間が日々の運営に関し決定することとしては，利用者数や料金，居住地による利用者の限定，日々の清掃，改修計画の策定等である．これに対して，利用者は湯仲間に会費を支払うことで共同浴場を利用している者である．一つの共同浴場あたりの利用者数は既述の通り10人程度から100人以上まで幅があり，会費は2000～3000円／月程度である．また，利用者の居住地に関する制限は一般には無く，紹介者を介せば地域外の者も利用が可能であることが多い．そのため，浅間温泉から離れた松本市街地や安曇野市から日常的に通う利用者も存在する．一方で，いくつかの共同浴場では浅間温泉地域内の町会区や周辺町丁目居住者に利用を限定している場合もある．一例をあげると，共同浴場Aは浅間温泉，水汲，岡田，大村などの地域に利用者を限定しており，その多くは高齢の近隣住民が占めている．また，利用者のなかには新規入会者もいるが，鍵を返却して退会する利用者がその数を上回る．

湯仲間にとって，共同浴場は自分たちの持ち物，という意識が共通してみられる．これは，共同浴場はあくまでも湯仲間のもので，利用者に自分の風呂を貸しているという感覚に近いように考えられる．今後，共同浴場という形態の維持が難しくなったとき，これまでの利用者を含む外来者の入浴をとりやめ，所有する自分たちだけが利用する形態も視野にあるようである．

次に，共同浴場を長く維持するための清掃管理も不可欠である．多くの共同浴場は，湯仲間の当番制により，日頃の清掃活動を行っている．その

方法は様々であるが，曜日ごとに各湯仲間らの家族が分担して行うことが一般的である．この方法は湯仲間の間でも60代前後の世代が中心となって管理を担っている共同浴場に多くみられる．一方，毎日の清掃が湯仲間だけでは負担が大きい共同浴場では外部に委託することがある．例えば，共同浴場Bにおいてはアルバイトを起用することで清掃活動を補っている．しかし，月３万円ほどの人件費は現状では負担可能であるが，収益を圧迫していることは事実であり，経済的に余裕のある収支状況を達成するためには現状の２倍以上の利用者を必要とするようだ．

最後に，近年では湯仲間の高齢化や継承の難しさから運営方法を変化させた共同浴場がみられた．まず，先述の通り，湯仲間は各家で継承されるものだが，現在では転勤といったライフスタイルの変化から湯仲間全員が浅間温泉に居住しているとは限らない．さらに，浅間温泉居住者の中でも高齢化で管理に参加できない湯仲間も存在する浴場が多数である．また，相続時に名義変更がされず相続人が複数存在することで継承自体が困難となる事例も散見された．そこで，共同浴場Bは2018年に湯仲間を整理するために管理組織を一般社団法人化して，湯仲間を社員とする形態を導入した．法人化することで，以前では湯仲間を相続・辞退する際は煩雑であった権利継承が簡略化され，放棄する際には退職願を提出するのみで辞退が可能になった．これらは，相続した子女らが他県に在住して帰省しない場合や，相続者が存在しない場合の解決策として施行された．また，かつては湯仲間が運営する公衆浴場として一般に開放していた温泉が，湯仲間の負担軽減のため一般開放をやめ契約者のみの共同浴場へと変化した例も複数みられた．かつては，湯仲間が本職の傍ら番台を担い日々の入浴者を受け入れていた例もみられた．しかし，働き方の変化により担い手の転出や労働年齢の引き上げから，番台業務が困難になったことから，番台を廃止し共同浴場へ形態変化している．

Ⅲ　地域住民による共同浴場の利用

Ⅲ－１　調査の概要

１）調査方法

浅間温泉地域における共同浴場の利用状況を把握するため，地域住民に対するアンケート調査を実施した[6)]．配布は，2022年４月23日に浅間温泉第１町会から第８町会までの1,107世帯に対して行い，合計1,173部を配布した[7)]．回答期限は2022年５月７日とした．回答数は328件であり，回収率は27.9％であった．なお，配布と回収については，松本市住民自治局本郷地区地域づくりセンターおよび各町会長の協力のもと実施した．

２）回答者の属性

アンケート回答者の属性を表１に示した．性別は，男性が157件，女性が157件，その他が３件，無回答が11件であった．年代は，20代が２件，30代が15件，40代が44件，50代が59件，60代が65件，70代が82件，80代が49件，無回答が12件であった．高齢者の卓越がうかがえる．

現在の居住地における連続居住年数は，５年未満が24件，６～10年が34件，11～20年が74件，21～30年が18件，31年以上が164件，無回答が14件であった．居住形態については，持ち家（一戸建て）が271件，持ち家（集合住宅）が１件，賃貸（一戸建て）が26件，賃貸（集合住宅）が19件，アパートが１件，無回答が10件であった．職業は，経営者・役員が26件，会社員が56件，パート・アルバイトが33件，公務員が８件，教職員が４件，医療関係者が15件，自営業・自由業が37件，専業主婦・主夫が29件，無職が64件，定年退職が40件，その他が２件，無回答が14件であった．

Ⅲ－２　共同浴場の利用状況

１）共同浴場の認知・利用

浅間温泉における共同浴場の認知・利用状況を表２に示した．共同浴場の認知状況は，「知っている」が321件，「知らない」が６件，無回答が１件であり，ほぼ全員が認知していた．また，共同

第１表　アンケート調査回答者の属性

a）性別

	人数（人）	割合（%）
男性	157	47.9
女性	157	47.9
その他	3	0.9
無回答	11	3.4
合計	328	100

b）居住歴

	人数（人）	割合（%）
5年未満	24	7.3
6～10年	34	10.4
11～20年	74	22.6
21～30年	18	5.5
31年以上	164	50.0
無回答	14	4.3
合計	328	100.0

c）年齢

	人数（人）	割合（%）
20代	2	0.6
30代	15	4.6
40代	44	13.4
50代	59	18.0
60代	65	19.8
70代	82	25.0
80代	49	14.9
無回答	12	3.7
合計	328	100.0

d）居住形態

	人数（人）	割合（%）
持ち家（一戸建て）	271	82.6
持ち家（集合住宅）	1	0.3
賃貸（一戸建て）	26	7.9
賃貸（集合住宅）	19	5.8
アパート	1	0.3
無回答	10	3.0
合計	328	100.0

（アンケート調査により筆者作成）

第２表　松本市浅間温泉における共同浴場の認知・利用状況

共同浴場の認知状況	全体	
	件数(件)	割合(%)
知っている	321	97.9
知らない	6	1.8
無回答	1	0.3
合計	328	100.0

共同浴場の利用状況	全体		性別				居住年数									
			男性		女性		5年未満		6～10年		11～20年		21～30年		31年以上	
	件数(件)	割合(%)	件数(件)	割合(%)	件数(件)	割合(%)	件数(件)	割合(%)	件数(件)	割合(%)	件数(件)	割合(%)	件数(件)	割合(%)	件数(件)	割合(%)
利用している	109	33.2	52	33.1	54	34.4	5	20.8	6	17.6	19	25.7	7	38.9	69	42.1
利用していない	156	47.6	72	45.9	76	48.4	17	70.8	25	73.5	46	62.2	9	50.0	51	31.1
昔は利用していたが現在は利用していない	2	0.6	31	19.7	27	17.2	2	8.3	3	8.8	8	10.8	1	5.6	44	26.8
回答なし	61	18.6	2	1.3	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	1.4	1	5.6	0	0.0
合計	328	100.0	157	100.0	157	100.0	24	100.0	34	100.0	74	100.0	18	100.0	164	100.0

	世代													
	20代		30代		40代		50代		60代		70代		80代以上	
	件数(件)	割合(%)	件数(件)	割合(%)	件数(件)	割合(%)	件数(件)	割合(%)	件数(件)	割合(%)	件数(件)	割合(%)	件数(件)	割合(%)
利用している	1	50	4	26.7	7	15.9	13	22.0	22	33.8	33	40.2	28	57.1
利用していない	1	50	10	66.7	32	72.7	34	57.6	29	44.6	30	36.6	12	24.5
昔は利用していたが現在は利用していない	0	0	1	6.7	5	11.4	11	18.6	14	21.5	19	23.2	8	16.3
回答なし	0	0	0	0.0	0	0.0	1	1.7	0	0.0	0	0.0	1	2.0
合計	2	100	15	100.0	44	100.0	59	100.0	65	100.0	82	100.0	49	100.0

（アンケート調査により筆者作成）

浴場の利用状況は，「利用している」が109件でおよそ３分の１に達する．一方，「利用していない」が156件，「昔は利用していたが現在は利用していない」が61件であった．

２）共同浴場利用者の特徴

（1）性別

性別ごとの利用者数をみると，男性が157件中52件（約33.1%），女性が157件中54件（約34.4%）であり，性別では共同浴場の利用状況に大きな差はなかった．

（2）世代

世代別の利用者数をみると，20代が２件中１件（約50%），30代が15件中４件（約26.7%），40代が44件中７件（約15.9%），50代が59件中13件（約22.0%），60代が65件中22件（約33.8%），70代が82件中33件（約40.2%），80代以上が49件中28件（約57.1%）であり，共同浴場の利用は60代以上の高齢者層において卓越する傾向が強い．

（3）居住年数

現在の住居における居住年数別に利用者数をみると，５年未満が24件中５件（約20.8%），５～10年が34件中６件（約17.6%），11～20年が74件中19件（約25.7%），21～30年が18件中７件（約38.9%），31年以上が164件中69件（約42.1%）であり，居住年数が長いほど共同浴場の利用が多くみられた．

３）共同浴場の利用開始時期

浅間温泉における共同浴場の利用開始時期を第４図に示した．回答のあった94件のうち，1949年以前が９件（約9.6%），1950～59年が９件（約9.6%），1960～69年が９件（約9.6%），1970～79年が９件（約9.6%），1980～89年が４件（約4.3%），1990～99年が８件（約8.5%），2000～09年が19件（約20.2%），2010～19年が15件（約16.0%），2020年以降が12件（約12.8%）であった．回答者の中では，利用開始時期は1979年以前および1990年以降に集中し，2000年以降の利用開始は特に多かった．一方，1980年代の利用開始はあまりみられなかった．

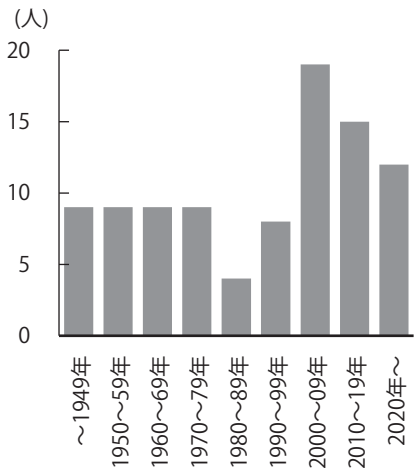

第４図　松本市浅間温泉における同浴場の利用開始時期
（アンケート調査により筆者作成）

Ⅲ－３　共同浴場の利用要因

１）共同浴場の利用継続の理由

浅間温泉における共同浴場の利用継続の理由を表３に示した（複数回答）．利用者109件のうち，泉質がいいからが66件（約60.6%），習慣になっているからが54件（約49.5%），自宅の入浴設備よりも快適だからが36件（約33.0%），利用者同士の交流があるからが26件（約23.9%），住宅に入浴設備がないからが24件（約22.0%），経済的に有利だからが23件（約21.1%），維持管理の負担がないからが２件（約1.8%），その他が７件（約6.4%）であった．回答者の中では，共同浴場の泉質を重視した利用が最も多く，次いで習慣化したことによる利用，入浴設備の快適さを重視した利用が多かった．

２）共同浴場利用者の特徴と利用継続の理由

（1）性別

性別ごとの共同浴場の利用継続理由をみると，男性・女性ともに泉質がいいから（男性32件，約61.5%・女性32件，約59.3%），習慣になっているから（男性27件，約51.9%・女性25件，約46.3%），自宅の入浴設備よりも快適だから（男性16件，約30.8%・女性18件，約33.3%）と続き，主要な利用継続理由となっている．ただし，経済的に有利だから（男性８件，約15.4%・女性13件，約24.1%），維持管理の負担がないから（男性０件，0.0%・女性２件，約3.7%）についてはやや女性の方が多く，女性の方が経済的有利面，維持にかかる負担の軽さを重視する傾向がみられた．また，利用者同士の交流があるから（男性13件，25.0%・女性12件，約22.2%），住宅に入浴設備がないから（男性12件，約23.1%・女性12件，約22.2%）に

第３表　松本市浅間温泉における共同浴場の利用継続理由

共同浴場の利用継続理由	全体		性別				世代					
			男性		女性		30代以下		40～50代		60代以上	
	件数(件)	割合(%)	件数(件)	割合(%)	件数(件)	割合(%)	件数(件)	割合(%)	件数(件)	割合(%)	件数(件)	割合(%)
泉質がいいから	66	60.6	32	61.5	32	59.3	4	80.0	12	60.0	49	59.0
習慣になっているから	54	49.5	27	51.9	25	46.3	2	40.0	8	40.0	43	51.8
自宅の入浴設備よりも快適だから	36	33.0	16	30.8	18	33.3	1	20.0	7	35.0	28	33.7
利用者同士の交流があるから	26	23.9	13	25.0	12	22.2	3	60.0	5	25.0	18	21.7
住宅に入浴設備がないから	24	22.0	12	23.1	12	22.2	0	0.0	3	15.0	21	25.3
経済的に有利だから	23	21.1	8	15.4	13	24.1	0	0.0	4	20.0	19	22.9
維持管理の負担がないから	2	1.8	0	0.0	2	3.7	0	0.0	0	0.0	2	2.4
その他	7	6.4	1	1.9	5	9.3	1	20.0	0	0.0	6	7.2
回答なし	2	1.8	2	3.8	0	0.0	0	0.0	1	5.0	1	1.2
合計	109	100.0	52	100.0	54	100.0	5	100.0	20	100.0	83	100.0

	居住年数						利用開始時期					
	10年以下		11～20年		21年以上		～1979		1980～1999		2000～	
	件数(件)	割合(%)	件数(件)	割合(%)	件数(件)	割合(%)	件数(件)	割合(%)	件数(件)	割合(%)	件数(件)	割合(%)
泉質がいいから	9	81.8	11	57.9	44	57.9	17	47.2	8	66.7	34	73.9
習慣になっているから	8	72.7	5	26.3	39	51.3	24	66.7	6	50.0	20	43.5
自宅の入浴設備よりも快適だから	4	36.4	8	42.1	23	30.3	9	25.0	3	25.0	21	45.7
利用者同士の交流があるから	4	36.4	3	15.8	18	23.7	8	22.2	3	25.0	11	23.9
住宅に入浴設備がないから	0	0.0	2	10.5	22	28.9	14	38.9	4	33.3	3	6.5
経済的に有利だから	0	0.0	5	26.3	18	23.7	9	25.0	2	16.7	10	21.7
維持管理の負担がないから	0	0.0	0	0.0	2	2.6	1	2.8	1	8.3	0	0.0
その他	0	0.0	1	5.3	6	7.9	4	11.1	0	0.0	3	6.5
回答なし	0	0.0	1	5.3	1	1.3	0	0.0	0	0.0	0	0.0
合計	11	100.0	19	100.0	76	100.0	36	100.0	12	100.0	46	100.0

注）複数回答可

（アンケート調査により筆者作成）

ついては男女間で大きな差はなく，共通してみられる要因であった．

(2) 世代

世代別の共同浴場の利用継続理由について，30代以下（５件）・40～50代（12件）・60代以上に分類してみると，全世代ともに泉質がいいから（30代以下４件，80.0%・40～50代12件，60.0%・60代以上49件，約59.0%），習慣になっているから（30代以下２件，40.0%・40～50代８件，40.0%・60代以上43件，約51.8%）と続き，主要な利用継続理由となっている．一方，利用者同士の交流があるから（30代以下３件，60.0%・40～50代５件，25.0%・60代以上18件，約21.7%）は30代以下において特に高い割合を示した．また，自宅の入浴設備よりも快適だから（30代以下１件，20.0%・40～50代７件，35.0%・60代以上28件，約33.7%），住宅に入浴設備がないから（30代以下０件，0.0%・40～50代３件，15.0%・60代以上21件，約25.3%），経済的に有利だから（30代以下０件，0.0%・40～50代４件，20.0%・60代以上19件，約22.9%）は40代以上において多くみられ，30代以下の利用者にはあまりみられなかった．維持管理の負担がないから（30代以下０件，0.0%・40～50代０件，0.0%・60代以上２件，約2.4%）は60代以上においてのみみられる理由であった．

(3) 居住年数

共同浴場の利用継続理由について，利用者の居住年数を10年以下（11件）・11～20年（19件）・21年以上（76件）に分類してみると，全グループともに泉質がいいから（10年以下９件，約81.8%・11～20年11件，約57.9%・21年以上44件，約57.9%）が最も多かった．２番目に高かったもの

は，10年以下・21年以上のグループは習慣になっているから（10年以下８件，約72.7％・11～20年５件，約26.3％・21年以上39件，約51.3％），11～20年のグループは自宅の入浴設備よりも快適だから（10年以下４件，約36.4％・11～20年８件，約42.1％・21年以上23件，約30.3％）であった．また，利用者同士の交流があるから（10年以下４件，約36.4％・11～20年３件，約15.8％・21年以上18件，約23.7％）は10年以下のグループにおいて割合が高くなり，住宅に入浴設備がないから（10年以下０件，0.0 ％・11～20年２件，約10.5％・21年以上22件，約28.9％），経済的に有利だから（10年以下０件，0.0 ％・11～20年５件，約26.3％・21年以上18件，約23.7％）は11～20年・21年以上のグループにおいてのみ回答がみられた．維持管理の負担がないから（10年以下０件，0.0 ％・11～20年０件，0.0 ％・21年以上２件，約2.6％）は21年以上のグループにおいてのみ回答があった．

3）共同浴場の利用開始時期と利用継続の理由

共同浴場の利用継続理由について，利用開始時期を1979年以前（36件）・1980～1999年（12件）・2000年以降（46件）に分類してみると，泉質がいいから（1979年以前17件，約47.2％・1980～1999年８件，約66.7％・2000年以降34件，約73.9％）は1980～1999年・2000年以降のグループにおいて最も多くみられたが，1979年以前のグループでは習慣になっているから（1979年以前24件，約66.7％・1980～1999年６件，50.0％・2000年以降20件，約43.5％）が最も多い理由であった．また，自宅の入浴設備よりも快適だから（1979年以前９件，25.0 ％・1980～1999年３件，25.0 ％・2000年以降21件，約45.7％）は2000年以降のグループにおいて特に多く，利用者同士の交流があるから（1979年以前８件，約22.2 ％・1980～1999年３件，25.0 ％・2000年以降11件，約23.9％）は全グループにおいて一定の回答がみられた．住宅に入浴設備がないから（1979年以前14件，約38.9 ％・1980～1999年４件，約33.3 ％・2000年以降３件，約6.5％）は1979年以前・1980～1999年のグループに集中し，2000年以降のグループでは少なかった．維持管理の負担がないから（1979年以前１件，約2.8％・1980～1999年 1 件，約8.3％・2000年以降０件，0.0％）は，全グループにおいてあまり回答がみられなかった．

Ⅳ　共同浴場利用の多様化とその要因

Ⅳ－１　「習慣」としての共同浴場利用（1960-70年代）

1960年代の初めには自宅に浴室設備があることは必ずしも一般的なことでは無かった．総務省が５年ごとに実施する「住宅・土地統計調査」は1963年から2008年の調査まで，自宅の浴室設備の保有状況についての調査を行っていた．これによると，1963年時点で自宅に浴室を保有している家庭は全国平均で59.1％，松本市では44.3％と，全国ではおよそ40％の家庭には浴室が無く，松本市では半分以上の家庭には浴室が設置されていなかった（第５図）[8)]．

当時，自宅に浴室を保有していなかった家庭で入浴する手段は主に身近な銭湯や共同浴場を利用することだった．温泉源泉の近隣地区では，既述

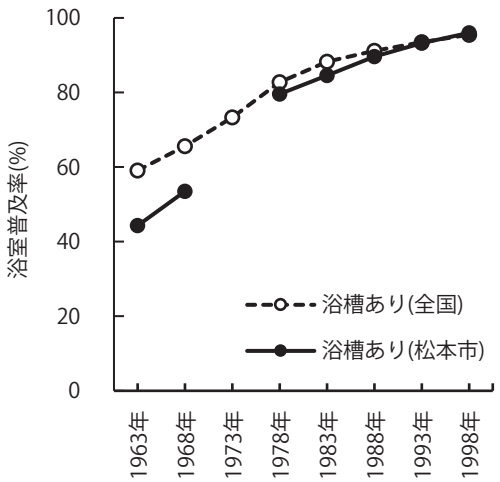

第５図　松本市と全国の浴室普及率の変化

注）松本市1973年はデータ無し
（各年度の「住宅・土地統計調査報告」（総務省統計局）により作成）

のように，湧出する湯の権利を複数人が共同で所有・利用し，またそれを周辺住民に開放するということが行われ，これが共同浴場となった．また，温泉水は地域の貴重な水源ともなっており，それを汲み湯として自宅で利用していた．

浅間温泉地区では地区内に10数軒ある共同浴場が自宅に浴室を持たない住民の浴室の役割を果たしていた．自宅に浴室がない以上，入浴のために共同浴場を利用することは当然のことであった．

本研究で実施したアンケートからも，共同浴場の利用者のうち1979年以前に利用を開始したグループはそれ以降に共同浴場の利用を開始したグループと比較して共同浴場の利用理由として「(共同浴場を利用することが)習慣になっているから」を選択した割合が最も高かったことからもうかがえる．

しかし，同じく1979年以前に共同浴場の利用を開始したグループにおいても，利用理由で「泉質が良いから」を選択した割合が47.2%（n=36）と比較的高い．つまり，共同浴場の利用は習慣的利用である一方で，泉質を肯定的に評価して利用する理由も持ち合わせていると考えられる．

Ⅳ－２　共同浴場利用の減少（1980-90年代）

1980年代には自宅に浴槽が備わっている家庭は全国では８割を超えた．全国の浴室保有率は，1963年の59.1%から1973年の73.3%を経て，1983年には88.3%，1993年には93.5%と上昇を続けていた．1963年から83年までの20年間で保有率はほぼ30%の上昇をみせ，この期間に日本の住宅に浴室設備が広く普及したと言えよう．

松本市でも全国平均と同様に浴室普及率は上昇していた．ただし，繰り返しになるが，松本市の浴室普及率は1963年で44.3%と全国平均に比べ15%ほど低い状態にあった．1978年では松本市が79.6%なのに対して全国平均が82.8%，1983年ではそれぞれ84.6%と88.3%，1988年でもそれぞれ89.6%と91.2%であり，松本市では浴室保有率が全国平均同様に上昇しつつも，全国平均よりも低い状態が続いた．

全国平均より普及率が低いとはいえ，松本市，そして浅間温泉地域では1980年代終わりまでには浴室がかなりの家庭に普及した．アンケート回答者を対象に行った聞き取り調査でも自宅に浴室設備を設置した時期は1970年代から80年代に集中しており，この時期に浅間温泉地域で自宅での浴室の設置が進んだと考えられる．

自宅に浴室設備が普及することにより，それまで共同浴場を利用していた人々は自宅の浴室設備を利用するようになった．自宅への浴室設備の設置の理由としては，「既に浴室を設置するのが当たり前で，むしろそうしないという選択肢が無かった」という意見もみられた．しかし，利用者の立場から自宅の浴室と共同浴場とを比較した意見として，浅間温泉の共同浴場のほとんどにはシャワーが設置されていないことや，営業時間が限られていることから職場や学校からの帰宅後に共同浴場を利用することが出来ない，など自宅の浴室設備であれば解決できる問題が存在していたことも指摘される[9)]．

実施したアンケートにおいて1980年から1999年までに共同浴場の利用を開始した者（12件）が1979年以前（36件）や2000年以降（46件）に比べて限られている．これも，自宅の浴室設備の普及により，新規に共同浴場の利用を開始する者が減少したことによるものだと考えられる．

共同浴場の利用を開始する者が少なくなった一方で，共同浴場が利用客の減少を原因に閉鎖されることは無かった．これは，共同浴場が営利を目的として開かれているものではないことが理由の一つと言えよう．

Ⅳ－３　共同浴場利用の変化：習慣から選択へ（2000年代以降）

1998年の時点で浴室保有率は全国平均で95.4%，松本市では96%となり，その後の2003年の時点では全国平均は95.7%となり，もはやほとんどすべての家庭に浴室が備わっている状態となった．そのような中で，浅間温泉の共同浴場では2000年代以降に利用を開始した利用客が一定数存在してい

る．この種の利用客に広くみられる特徴は，自宅に浴室設備は設置されているものの共同浴場の利用を意識的に選択したことにある．

2000年代以降に利用を開始した利用客の共同浴場の利用継続の理由としては，「泉質が良いから」「自宅の入浴設備よりも快適だから」が特に多くみられた．ここからも，共同浴場は自宅よりもより良い泉質や入浴設備を求めて選択的に利用されていることが分かる．また，2000年代以降に共同浴場を利用開始したグループでも「習慣になっているから」という回答も多くみられたことは，選択的に開始された共同浴場の利用が，既に習慣という段階に達していることを示唆していると言える．

聞き取りから得られた2000年代以降に利用を開始した利用客の共同浴場の利用開始理由としては，上記のような「泉質」や「よりよい入浴設備」が多く上げられた．また，温泉のために浅間温泉に転居してきたという居住者も見受けられた．

Ⅴ　おわりに

本稿は，長野県浅間温泉における共同浴場の利用の変化とその要因に着目して検討した．その結果は次のようにまとめられる．

浅間温泉の共同浴場は，明治初期に入浴設備のない住民に向けて外湯としての利用形態を取り入れて広く開放され，現在もその形態を一部保ちながら存続している．温泉観光地としての浅間温泉は，マスツーリズム期に企業旅行等を受け入れるなどして最盛期を迎えた．バブル経済崩壊を経て，現在では閉鎖した旅館も存在しているが，FIT（Free Individual Traveler）向けに業態変化した旅館や外部資本ホテルの参入といった過渡期を迎えている．　共同浴場は，湯権を持つ湯仲間らという個人により管理されてきた．利用は湯仲間と月会費を収めている者に限定され，新規加入には利用者の紹介が必要である．利用者は入会時に浴場玄関の鍵を渡されており，各々が自身で鍵を開けて入る形態が多く用いられている．しかし，高齢化による利用者の減少や湯仲間自身の高齢化に伴いその形態は各々変化している．すなわち，相続の簡易化を図るために法人化する事例がみられ，また清掃といった管理業務軽減のため将来的に湯仲間のみの利用に制限する検討がなされていることが明らかになった．

先行研究の多くは，歴史や管理体制を分析（井田･上野，1985；石川，2012；木村，2013）しており，温泉文化の成立に重きを置く傾向にあった．一方で本研究では，共同浴場利用者へのアンケートと聞き取り調査により，利用者を主体とした詳細な分析を行った．その結果から，共同浴場利用の要因は大きく３つの時代で分かれていた．まず，1970年代以前では，自宅に浴場設備のない住民が習慣として利用していた．1980から90年代は，住宅の建て替えに伴い浴室設備の導入が増加し共同浴場から住民が離れた時期である．2000年代以降は，自宅に浴室を有する住民が，共同浴場の泉質や設備を好んで利用する選択の時代へと変化している．

現在，浅間温泉内に位置する共同浴場の多くが利用者減少による存続の可否を判断する局面にある．また，国内各地の共同浴場を有する温泉地においても，住民の高齢化や共同浴場利用者の減少が問題化している（木村，2013）．現利用者が共同浴場に求める付加価値を認知し，展開することが共同浴場存続の一助となると考えられる．本稿では，温泉地における共同浴場の利用者に着目し検討したが，共同浴場の存続について解明するには非利用者の選択要因を詳細に解明すべきであろう．これについては今後の課題としたい．

本研究にあたり，各共同浴場の皆様，第８町会長柳原忠志様をはじめとする各町会長の皆様，小澤秀俊様，瀧沢一以様，本郷地区地域づくりセンター長清澤秀幸様，浅間温泉事業協同組合，浅間温泉旅館協同組合，松本市役所，松本市保健所，アンケート・聞き取り調査にご協力いただきました浅間温泉住民の皆様に深く感謝申し上げます．また本稿の執筆にあたって，呉羽正昭先生をはじめとする筑波大学生命環境

系の先生方，および院生諸氏に多くのご指導，ご助言を頂きました．末筆ながら以上ここに記して厚く御礼を申し上げます．執筆はⅠ－１・Ⅴを黒澤，Ⅰ－２，Ⅱ－２を肖，Ⅰ－３，Ⅲを柿沼，Ⅱ－１をSHEN，Ⅳを吉野が，図表の作成は石井が行い，全体の調整を黒澤および呉羽が行った．

［注］

１）万人に昼夜無料で開放され，鍵をかけることも禁じられた，一種の外湯のことを指す．
２）自宅や宿泊施設の中にある浴場のことを指す．
３）内湯に対して，外にある浴場全般のこと．主に公衆浴場や共同浴場のことを指す．
４）湯権（湯株）を持つ人・世帯のことを指す．
５）共同浴場を利用している人のうち，湯仲間では無い人のことを指す．
６）本調査は筑波大学生命環境系倫理委員会（課題番号第2022-1号）の承認を受けている．
７）各世帯に配布される広報誌にアンケート票を折り込む形で配布したため，世帯数とアンケート票の部数に相違がある．
８）浅間温泉地域を含む本郷村が松本市と合併するのは1974年であるため，1963年および1968年の住宅・土地統計調査の松本市の数値には当該地域は含まれていない．
９）浅間温泉地区内に立地する共同浴場の中には利用者全員に鍵を配布することで24時間の利用が可能な共同浴場も存在している．しかし，自らが利用している共同浴場以外の共同浴場の情報を得る機会はあまり無く，その結果他の共同浴場へと移るといった例はほとんど発生していない．

［文　献］

石川理夫（2012）：温泉利用の公衆浴場数全国一の長野県における共同湯の現状．温泉地域研究，**19**，1-10.
井田仁康・上野健一（1985）：浅間温泉の形成過程と集落構造．地域調査報告，**7**，91-99.
木村昌司（2013）：『長野県諏訪市における温泉共同浴場の存続基盤』．筑波大学大学院生命地球科学研究科地球科学専攻修士論文（未発表）．
清水恵介（2021）：浅間温泉の歴史と湯口権―鷹の湯事件を起点として―．温泉地域研究，**36**，13-24.
本郷村誌編纂会編（1983）：『本郷村誌』，本郷村．